



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第78号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 2

【教委訓令】

職員の勤務時間に関する規程の一部改正 (教育庁総務課) 2

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正 (高校教育課) 3

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

島根県教育委員会規則第16号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

「

日		日	日
時		時	時

を

」

「

日		日	日
時		時	分

に改め、同様式表面注意 3 を次の

」

ように改める。

3 累計欄は、年次有給休暇、慶弔休暇（妻の出産に限る。）及び特別休暇（職員の休日及び休暇に関する規則第3条第12号又は第14号に限る。）について累計すること。

様式第 4 号の10及び様式第 4 号の11中「週 時間勤務」を「週 時間 分勤務」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第 2 号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

職員の勤務時間に関する規程（平成 4 年島根県教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月 31 日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

第 1 条中「45分」を「1 時間」に改める。

第 2 条中「午後零時15分」を「正午」に改める。

別表勤務時間の割振りの項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同表休憩時間の項高校教育課の欄中「8 時間を超える」を「7 時間45分以上の」に改め、同項図書館の欄中「8 時間」を「7 時間45分」に、「45分」を「1 時間」に改め、同項県立学校の欄中「8 時間の場合45分間」を「7 時間45分の場合45分間以上 1 時間以内」に改め、「場合は45分」の次

に「、7時間45分以上の場合は45分間以上1時間以内」を加える。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

島根県教育委員会訓令第3号

本 庁
県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

様式第3号表面中「休暇・欠勤簿」を「休暇願簿」に改め、同様式中

「

日		日
時		時

を

」

「

日		日
時		時
		分

に改め、同様式表面注意3を次のように改める。

」

- 3 累計欄は、年次有給休暇、慶弔休暇（妻の出産に限る。）及び特別休暇（職員の休日及び休暇に関する規則第3条第12号若しくは14号又は県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則第3条第12号若しくは第14号に限る。）についてそれぞれ累計すること。

様式第7号の6及び様式第7号の7中「週 時間勤務」を「週 時間 分勤務」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。